

○厚生労働省令第百六十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

令和四年十二月十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〜二十四 (略)</p> <p>二十五 (略)</p> <p>二十六 N―(一―アミノ―一―オキソ―三―フェニルプロパン―二―イル)―一―ブチル―一―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>二十七 (略)</p> <p>二十八〜三十二 (略)</p> <p>三十三 (略)</p> <p>三十四 N―(一―アミノ―三―ジメチル―一―オキソブタリン―二―イル)―一―ヘキシル―一―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>三十五 (略)</p> <p>三十六〜四十二 (略)</p> <p>四十三 (略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〜二十四 (略)</p> <p>二十五 N―(一―アミノ―一―オキソ―三―フェニルプロパン―二―イル)―一―(シクロヘキシルメチル)―一―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>二十六 N―(一―アミノ―一―オキソ―三―フェニルプロパン―二―イル)―一―(四―フルオロベンジル)―一―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>二十七〜三十一 (略)</p> <p>三十二 N―(一―アミノ―三―ジメチル―一―オキソブタリン―二―イル)―一―(五―フルオロペンチル)―一―H―インドル―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>三十三 N―(一―アミノ―三―ジメチル―一―オキソブタリン―二―イル)―一―ペンチル―一―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>三十四〜四十 (略)</p> <p>四十一 七―アリアル―N・N―ジエチル―四・六・六a・七・八</p>

四十四 二―(イソプロピルアミノ)―二―(三―メトキシフェ
 ニル)シクロヘキサノン及びその塩類
 四十五 (略)
 四十六〜百三 (略)
 百四 (略)
 百五 一―(二―ジエチルアミノ)エチル―二―(四―エトキシ
 ベンジル)ベンズイミダゾール及びその塩類
 百六 (略)
 百七〜二百七十四 (略)
 二百七十五 (略)
 二百七十六 N―メチル―一―(五―メチルチオフェン―二―イ
 ル)プロパン―二―アミン及びその塩類
 二百七十七 (略)
 二百七十八〜三百二十 (略)

・九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―
 カルボキサミド及びその塩類
 (新設)
 四十二 一―(四―イソプロピルスルファニル―二・五―ジメト
 キシフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類
 四十三〜百 (略)
 百一 N・N―ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類
 (新設)
 百二 一―(二―ジエチルアミノ)エチル―五―ニトロ―二―(四
 ープロポキシベンジル)ベンズイミダゾール及びその塩類
 百三〜二百七十 (略)
 二百七十一 メチル―二―「二―(五―フルオロペンチル)―一
 H―ピロロ「二・三―b」ピリジン―三―カルボキサミド」―
 三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類
 (新設)
 二百七十二 三―メチル―二―(四―メチルフェニル)モルフォ
 リン及びその塩類
 二百七十三〜三百十五 (略)

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。